

## ごみ置き場（共同住宅）設置の目安

### 1 目的

生活環境の保全と安全かつ効率的なごみ収集を行うために、4戸以上の集合住宅から排出される家庭系一般廃棄物のごみ置き場の設置についての目安とする。

### 2 手続き

ごみ置き場を設置するときは、次の手順に従って手続きしてください。

- ① 事前協議・・・ごみ置き場を設置するときは、事前に「一般廃棄物排出方法協議書」により環境対策課と協議してください。
- ② 設置工事・・・①の協議書の詳細の調整が済み、かつ「一般廃棄物排出方法協議完了通知書」を受けてからごみ置き場の設置工事に着手してください。
- ③ 確認及び収集依頼・・・ごみ置き場を設置したときは速やかに環境対策課の確認をうけて、入居前、遅くとも1週間前までにごみ収集の依頼を行ってください。

### 3 設置場所

ごみ置き場は、次のような場所に設置してください。

- ① 敷地内で、収集車が安全に走行できる道路（目安：幅員4m以上）に面している場所。※収集の際に支障となるガードパイプ、街路樹等がないこと。
- ② 地形上道路に面して設置できないときは、ごみ収集車が直進して進入することができて、スムーズに通り返り又は反転ができる場所。
- ③ 交差点から5m以内、バス停から10m以内の住宅は特に設置場所の協議が必要です。（※道路交通法により駐停車禁止となっている為）
- ④ その他、スムーズにごみ収集ができる場所

### 4 ごみ置き場の構造等

ごみ置き場の構造は、次のような構造にしてください。

10戸以上の場合は、各項目ごとに環境対策課と調整してください。

- ① 広さ  
一世帯につき45ℓの袋が4袋は置けるスペース・空間を確保すること。
- ② 囲い、取り出し口  
囲いは、ブロックや金網等で囲い、ごみが飛散しないこと。取り出し口は、道路に面して開口幅2mは確保すること。
- ③ 床面  
できるだけ舗装して、排水、給水を設けて衛生面に配慮すること。
- ④ その他
  - ・ごみ置き場前をはじめ、周囲に駐車車両がないようにすること。
  - ・入居者がごみを置きやすいよう、ごみの区分、ごみ出し日等を表示する。
  - ・店舗等、事業所等を併せた併用住宅については、事業所ごみと家庭ごみのごみ置き場を明確に別けて、各々のごみ収集が適切にできるようにすること。

### 5 ごみ置き場の管理

ごみ置き場は、そこを利用する方、管理者が環境美化に努め、衛生面に配慮しながら管理をお願いします。